

議案第 5 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年岩倉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年岩倉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職員を」を「職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を」に改める。

(岩倉市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第3条 岩倉市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和46年岩倉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(岩倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 岩倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和46年岩倉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」を「合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岩倉市条例第 号)第6条に規定する地域手当に相当する報酬の額、同条例第11条に規定する時間外勤務に係る報酬の額、同条例第12条に規定する休日勤務に係る報酬の額、同条例第13条に規定する夜間勤務に係る報酬の額及び同条例第15条に規定する特殊勤務に係る報酬の額を除

く。))」に改める。

(岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 岩倉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩倉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員のうち」を「職員(地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)のうち」に改める。

第8条中「職員が」を「職員(地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)が」に改める。

(岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「39の項から86の項」を「36の項から83の項」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中第4項から第6項までを削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

別表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を削り、12の項を10の項とし、13の項から15の項までを2項ずつ繰り上げ、16の項を削り、17の項を14の項とし、18の項から86の項までを3項ずつ繰り上げ、87の項から110の項までを削る。

(岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第25条 法第22条の2第1項により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。